

令和2年度組織機構の見直しについて（概要）

1 実施時期

令和2年4月1日

2 見直しの基本方針

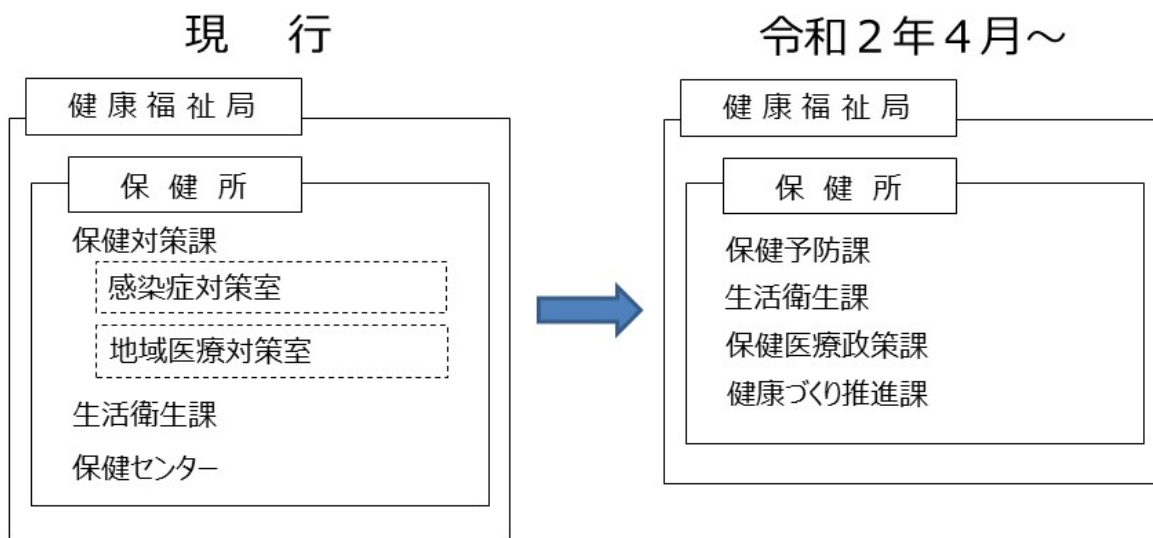
社会状況の複雑な変化や、多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、本市が目指すべき都市像である「活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松」を実現していくために、効率的・効果的な組織体制の見直しを実施する。

3 見直しの内容

**（１）「保健対策課」を「保健予防課」に、「保健センター」を「健康づくり推進課」に改称、
「保健医療政策課」を新設
「感染症対策室」及び「地域医療対策室」を廃止**

保健所の事務分掌を整理し、保健所機能の強化を図るとともに、市民にとって分かりやすい組織とするため、「保健対策課」を「保健予防課」に、「保健センター」を「健康づくり推進課」に改称し、「保健医療政策課」を新設する。また、保健対策課の「感染症対策室」と「地域医療対策室」を廃止する。

なお、施設名称としての「保健センター」は継続する。



（２）「立地・創業・イノベーション支援室」を「企業立地推進室」に、「市場業務課」を「市場管理課」に改称

若い世代が魅力を感じる企業の誘致、企業誘致・立地の推進による市税収入の増加及び新たな雇用の創出に向け、施策を効率的・効果的に展開できる組織を構築するため、産業振興課内の「立地・創業・イノベーション支援室」を「企業立地推進室」に改称する。

また、市場内関係者に対する取引上の指導監督という本来の業務を表す課名とするため「市場業務課」を「市場管理課」に改称する。

(3) 「水路対策調整室」を新設

集中豪雨等に起因する水路の溢水への対応について、各水路管理者の枠組みを超えて、効率的かつ効果的な対応を推進するため、河港課内に「水路対策調整室」を新設する。

(4) 「水環境対策室」の廃止

水環境基本計画第2期実施計画（H28～R1年度）において総合水循環システムの考え方等の一定の整理を終え、関連計画である環境基本計画を所管する環境局において、水環境対策について一括して事業の進行管理を行うことで効率的・効果的に推進するため、「水環境対策室」を廃止する。

4 組織数の増減

見直し前 : 11局 7部 100課 24課内室

見直し後 : 11局 7部 101課 22課内室

(内訳)

区分	増		減		差引
局					
部					
課	+1	保健医療政策課			+1
室	+1	水路対策調整室	▲3	水環境対策室 感染症対策室 地域医療対策室	▲2